

足立区万引き防止対策費用補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、店舗を有する事業者が万引き防止対策に係る費用の補助に関して必要な事項を定めることにより、足立区（以下「区」という。）における安全・安心なまちづくりを推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 店舗 区内にある各種小売店舗をいう。ただし、通信販売等の無店舗形式は除く。
- (2) 事業者 区内にある店舗を営む法人その他団体又は個人をいう。

(補助対象事業者)

第3条 この要綱による補助金（以下「補助金」という。）の対象となるものは、次の各号に掲げる要件を全て備えた事業者とする。

- (1) 万引きの被害を認知した際に警察に届け出ており、届出件数が直近12箇月において1件以上であること。
- (2) 店舗の万引き被害状況が分かるもの（ロス率、万引き件数等）を補助金を受けた年度から3年間、区の求めに応じて開示すること。
- (3) 補助金を活用して万引き防止対策を実施する場合、店舗の所在地を管轄する警察署から万引き防止対策に対する助言又は指導を受けること。

(補助対象費用)

第4条 補助金の対象となる費用は、万引き防止対策となる別表に掲げる費用（購入費、設置工事費、初年度に支払う賃借料又は委託費、システム利用料等をいう。以下「補助対象費用」という。）とし、申請は1店舗当たり年度内に1回のみとする。ただし、第7条第1項の規定による決定の前に発注した工事の費用については対象とならないものとする。

(補助金の額)

第5条 補助金の交付額は、当該補助対象費用に別表に掲げる補助率を乗じて得た額とする。ただし、当該額が別表に掲げる補助上限額を超えるときは、当該補助上限額を補助金の交付額とする。

- 2 前項の規定により算出した補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請等)

第6条 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者（以下「申請者」という。）は、次の各号に掲げる書類を添えて、足立区万引き防止対策費用補助金交付申請書（様式第1号）を区長に提出しなければならない。

- (1) 足立区万引き防止対策費用補助金事業実施計画書（様式第2号）

- (2) 被害届受理番号
 - (3) 店舗の万引き被害状況が分かるもの（ロス率、万引き件数等）
 - (4) 見積書、内訳書、仕様書等
 - (5) 別表のA I システムを申請する場合にあっては、A I システムの運用に伴う個人情報の開示条件やデータ保存等の取扱いを定めた書類
 - (6) その他区長が特に必要と認めた書類
- (補助金の交付決定)

第7条 区長は、前条に規定する申請を受けたときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定する。

2 区長は、補助金の交付を決定したときは足立区万引き防止対策費用補助金交付決定通知書（様式第3号）により、不交付を決定したときは足立区万引き防止対策費用補助金不交付決定通知書（様式第4号）により、それぞれ申請者に通知するものとする。

3 区長は、第1項の交付決定に際し、この要綱に定める条件のほか、必要な条件を付することができるものとする。

(申請の取下げ)

第8条 申請者は、交付申請後に申請を取下げようとするときは、遅滞なくその旨を記載した書面を区長に提出しなければならない。

(計画内容の変更等)

第9条 申請者は、第7条の規定による交付決定後に第6条各号に掲げる書類の内容を変更しようとする場合は、必要な書類を添えて足立区万引き防止対策費用補助金変更等承認申請書（様式第5号）を区長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 区長は、前項に規定する申請を受けたときは、その内容を審査し、承認の可否を決定するものとする。

3 区長は、前項の規定により変更を認めたときは、足立区万引き防止対策費用補助金変更等承認通知書（様式第6号）により申請者に通知するものとする。

4 区長は、第2項の変更承認の決定に際し、この要綱に定める条件のほか、必要な条件を付することができるものとする。

(完了の報告)

第10条 第7条第1項の規定により交付決定を受けたもの（以下「交付決定者」という。）は、第6条第1号の規定により提出した足立区万引き防止対策費用補助金事業実施計画書（前条の規定により、当該各号の各書類により確認された設置計画の変更が区長に認められた場合にあっては、変更後の計画）のとおり、万引き防止対策を実施し、速やかに必要な書類を添えて足立区万引き防止対策費用補助金設置完了報告書（様式第7号）を区長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第11条 区長は、前条の規定により完了報告を受けたときは、その内容を審査し、必要に

応じて現地調査等を行うものとする。

- 2 区長は、前項の規定による審査等の結果、報告内容が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件（第9条の規定により、設置計画の変更が区長に認められた場合に変更等承認の決定に付した付帯条件を含む。）に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、足立区万引き防止対策費用補助金額確定通知書（様式第8号）により交付決定者に通知するものとする。

（補助金の支払等）

第12条 前条第2項の通知を受けた交付決定者は、足立区万引き防止対策費用補助金交付請求書兼口座振替依頼書（様式第9号の1又は様式第9号の2）を区長に提出し、補助金の支払を請求するものとする。

- 2 区長は、前項の請求に基づき審査し、当該請求が適当と認めた場合には、交付決定者に対し補助金を支払うものとする。

（交付決定の取消し）

第13条 区長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当する場合、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- （1） 虚偽その他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- （2） 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令若しくはこの要綱に違反したとき。
- （3） 補助対象項目を、正当な理由なく使用していないとき。
- （4） 年度内に設置工事を完了することができないと見込まれるとき又はその遂行が困難となったとき。

（補助金の返還）

第14条 区長は、前条各号の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消に係る部分に関し既に補助金が支払われているときは、期限を定めてその返還を命じるものとする。

（A Iシステムの管理及び処分）

第15条 補助金の交付を受けて別表のA Iシステムを設置したもの（以下「設置者」という。）は、善良な管理者の注意をもってA Iシステムを管理し、補助金の交付目的に従って、その効率的運営を図らなければならない。

- 2 設置者は、A Iシステムの適正な設置及び維持管理を図るためのA Iシステム管理責任者（以下「管理責任者」という。）を定めておかなければならない。この場合において、必要に応じ、管理責任者を補佐するA Iシステム管理取扱者を定めるものとする。
- 3 設置者は、A Iシステムを万引き防止対策以外の用途に使用し、他の者に貸し付け、譲り渡し、若しくは他の物件と交換し、又は債務の担保に供してはならない。
- 4 設置者は、A Iシステムを破損する等、防犯の用に供することができなくなった場合は、区長にその旨とその後の対策について報告しなければならない。

5 会計年度の終了後5年以内にA Iシステムを処分する場合にあつては、事前に区長に届け出るものとし、処分により収入があり、又は収入が見込まれる場合は、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を区に納付しなければならない。

(その他)

第16条 この要綱に定めのない事項については、足立区補助金等交付事務規則(昭和50年足立区規則第6号)の定めるところによるものとするほか、この要綱に基づく申請、通知、報告等に必要な様式及びその他補助金交付に関し必要な事項は別に定める。

付 則 (7足危発第745号 令和7年8月1日 区長決定)

この要綱は、決定日の日から施行する。

別表

補助対象項目	補助率	補助上限額
A I システム	9 5 ／ 1 0 0	上限 1 3 0 万円
防犯カメラ（店舗内用）	1 ／ 2	上限 4 0 万円
防犯カメラ（店舗外用）		上限 2 0 万円
防犯ゲートシステム		上限 2 5 万円
商品タグなどの防犯物品	実費	上限 1 0 万円